

○茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付要綱

平成23年 3 月29日

告示第138号

改正 平成28年 3 月29日告示第92号

平成30年 3 月12日告示第83号

令和 2 年 3 月27日告示第101号

令和 3 年 3 月29日告示第98号

令和 3 年 5 月28日告示第148号

最近改正 令和 5 年 3 月29日

告示第95号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における商工業の振興を図るため、市内中小企業者等が技術力及び経営力の強化を目的として行う人材育成、経営改善事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に該当し、かつ、市内に事業所を有する者で、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める分類表のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 別表に定める事業を主たる事業として営むもの
 - イ ア以外のものが別表に定める事業を行う場合であって商工業の振興を図るために当該事業の技術力及び経営力を強化する必要があると市長が認めるもの
- (2) 中小企業グループ 5者以上の市内中小企業者で構成するグループをいう。
- (3) DX（デジタルトランスフォーメーション） 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データ及びデジタル技術を活用して、顧客及び社会のニーズを基に、製品、サービス及びビジネスモデルを変革するとともに、業務プロセス、組織並びに企業文化及び風土を変革し、並びに競争上の優位性を確立することをいう。
- (4) GX（グリーントランスフォーメーション） 企業がカーボンニュートラル（二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量とを均衡させることをいう。）の実現に向けた取組を成長の機会ととらえ、温室効果ガスの排出源となる燃料や電力の再生可能なエネルギーへの転換等を通じて、業務プロセス、組織並びに企業文化及び風土を変革し、並びに競争上の優位性を確立することをいう。

(補助対象者)

第3条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる者は、市内中小企業者又は中小企業グループとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

- (1) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員

(3) 市税（国民健康保険税を含む。）滞納者及び市税未申告者（補助対象者が法人の場合は、その代表者を含む。）

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。ただし、当該年度内に完了する事業とする。

(1) 市内中小企業者が人材育成、経営改善等に関する研修会、講座等を受講する事業

(2) 中小企業グループが人材育成、経営改善等に関する研修会、講座等を自ら開催する事業。ただし、講演会又は視察のみの事業は除くものとする。

（補助対象経費及び補助率等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除くものとし、補助金の額に100円未満の額があるときは、切り捨てるものとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額等
前条第1号に規定する事業	(1) 受講料及び受講に義務付けられたテキスト等購入費 (2) その他市長が必要と認める経費	(1) 情報サービス業を行う者（次号に掲げる者を除く。） 3分の2以内 (2) DX及びGXに関する研修会、講座等を受講又は開催する者 3分の2以内 (3) 前2号以外の者 2分の1以内	受講者1人につき1万円を限度とする。ただし、1市内中小企業者に交付する補助金は、当該年度につき合計10万円を限度とする。
前条第2号に規定する事業	(1) 会場等使用料、講師謝金（旅費等を含む。）、教材費、資料代 (2) その他市長が必要と認める経費		1事業につき5万円を限度とする。ただし、1中小企業グループに交付する補助金は、当該年度につき1回を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付申請書（様式第1号又は様式第2号）に、次に掲げる関係書類を添えて提出しなければならない。

(1) 受講する研修会、講座等の受講料等内容がわかる書類（第4条第1号に規定する事業に限る。）

(2) 市税の納税証明書

(3) その他市長が特に必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否について決定し、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（変更後の交付決定）

第9条 市長は、前条の変更等の申請があったときは、当該変更内容等を承認するかどうかを決定し、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金変更承認決定書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告書）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次の書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 補助事業に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書

(2) 受講者が補助対象事業を受講したことが確認できる書類等（第4条第1号に規定する事業に限る。）

(3) 補助事業の実施状況が確認できる写真、書類等（第4条第2号に規定する事業に限る。）

(4) その他市長が特に必要と認める書類

（交付額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付額を確定し、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第12条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を提出するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、交付決定者が補助金の交付を受けた後において、偽りその他重大な過失が判明したときは、補助金の返還を命ずることができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成28年3月29日告示第92号)

この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月12日告示第83号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後にされた交付申請から適用し、施行日前にされた交付申請については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月27日告示第101号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後にされた交付申請から適用し、施行日前にされた交付申請については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月29日告示第98号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後にされた交付申請から適用し、施行日前にされた交付申請については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年5月28日告示第148号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和5年3月29日告示第95号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後にされた交付申請から適用し、施行日前にされた交付申請については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

日本標準産業分類の分類	大分類D（建設業） 大分類E（製造業） 大分類G（情報通信業）のうち中分類39（情報サービス業） 大分類I（卸売業、小売業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）のうち小分類番号746（写真業） 大分類M（宿泊業、飲料サービス業）のうち中分類76（飲食店）、中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）、 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち中分類78（洗濯・理容・美容・浴場業）、中分類79（その他の生活関連サービス業）、小分類番号801（映画館）
-------------	---